

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年12月6日（平成29年（行情）諮問第470号）

答申日：平成30年2月26日（平成29年度（行情）答申第477号）

事件名：特定課の発達障害者支援法上の発達障害者の職員の復命書（直近のもの）の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定課職員の復命書（発達障害者支援法上の発達障害者の職員 直近のもの1件）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年9月1日付け厚生労働省発地0901第1号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を管理している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成29年7月31日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年9月11日付け（同月13日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、処分庁においては、特定した対象行政文書が存在しないことを明らかにした上で、不開示としたものであるが、諮問庁としては、本件対象行政文書は、本来であれば、その存否を答えるだけで、法5条1号に掲げる不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否す

ることが適当であったと判断する。

しかしながら、本件の場合、原処分において、対象行政文書の存否を明らかにしたうえで不開示決定を行っており、改めてこれを取り消して法8条の規定を適用する意味はない。このため、原処分は結論において妥当であり、これを維持すべきと考える。

### 3 理由

#### (1) 本件対象行政文書の特定について

本件対象行政文書は、「特定課職員の復命書（発達障害者支援法上の発達障害者の職員 直近のもの1件）」に関して行われたものである。

#### (2) 不開示情報該当性について

本件開示請求対象文書である発達障害者支援法上の発達障害者の職員が作成した復命書の存否を答えることは、特定課に在籍する職員であって発達障害がある者の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせる。

本件存否情報は、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、障害の有無という、一般に他人に知られることを忌避する情報であり、特定の個人を識別することができないとしても、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報である。また、仮に本件開示請求対象行政文書が存在していた場合、それを明らかにすると、発達障害がある者が特定されるおそれもある。

したがって、諮問庁としては、本件開示請求については、本来であれば本件開示請求対象行政文書の存否を明らかにせず開示請求を拒否すべきものであると判断する。

### 4 結論

以上のとおり、原処分は結論において妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月18日 審議
- ④ 同年2月22日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定課職員の復命書（発達障害者支援法上の発達障害者の職員 直近のもの1件）」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は原処分を取

り消すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、本件対象文書は、本来であれば、その存否を答えるだけで、法5条1号に掲げる不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否することが適当であったが、原処分において、本件対象文書が存在しないことを明らかにして不開示としているものであり、改めて原処分を取り消して同条の規定を適用する意味はなく、原処分を維持すべきとしていることから、以下、検討する。

## 2 本件対象文書の存否応答拒否について

(1) 本件開示請求は、厚生労働省の特定課の名称を掲げて、同課の発達障害者支援法上の発達障害者の職員の復命書（直近のもの1件）の開示を求めるものである。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、特定課に在籍する職員であって発達障害がある者の有無（本件存否情報）を明らかにすることになると認められる。

本件存否情報は、一般に他人に知られたくない情報であり、また、関係者にとって、個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、法5条1号本文後段の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。また、こうした事実の有無は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、また、公務員の職務の遂行に係る情報であるとは認められないことから、同号ただし書ハに該当せず、かつ、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

したがって、本件開示請求については、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来であれば、法8条の規定により開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

(2) 本件開示請求については、上記(1)のとおり、本来、存否応答拒否すべきであったと認められるが、処分庁は、原処分において、本件対象文書の存否を明らかにしてしまっており、このような場合においては、原処分を取り消して改めて法8条の規定を適用する意味はなく、本件対象文書を不開示としたことは、結論において妥当といわざるを得ない。

## 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子